

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○国土調査の成果の認証 (地域振興課) 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (精神保健推進室) 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 () 二

○開発行為に関する工事の完了 (二件) (建築宅地課) 二

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等 二

正 誤

○宮城県公報第四五五号 (令和五年十一月十七日付け) 中 二

告 示

○宮城県告示第七百五十二号
国土調査法 (昭和二十六年法律第八十号) 第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。
令和五年十二月五日

一 調査を行った者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大崎市

二 調査を行った時期

令和二年度から令和三年度まで

三 成果の名称

大崎市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

大崎市古川小泉字泉、同字上泉、同古川宮袋字新川

五 認証年月日

令和五年十一月二十九日

○宮城県告示第七百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第二百二十三号) 第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和五年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二四〇〇四八三	山元いちご農園れいずホーム 巨理郡山元町山寺字稲実六十番地	就労継続支援B型	株式会社スミクト	令和五年十二月一日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第二百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

佐々木医院	大崎市古川諏訪一―三―三七	令和五年十一月一日
-------	---------------	-----------

二 薬局

ヤマザワ調剤薬局富谷成田店	富谷市成田一丁目六―八	令和五年十一月一日
薬局はまかせ	宮城郡七ヶ浜町湊浜字升形四二番地五	令和五年十一月一日

三 訪問看護事業者等

ナースステーションまるこ	多賀城市東田中二丁目四〇―三二 多賀城ロジユマンG棟一―〇四	令和五年十一月一日
--------------	-----------------------------------	-----------

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。
令和五年十二月五日

一 薬局

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ミリオンの薬局 佐沼店	登米市迫町佐沼字小金丁四九―一	令和五年九月三十日
ミリオンの薬局 米山店	登米市米山町西野字西野前二〇―一―三	令和五年九月三十日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年十二月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市愛の杜二丁目八番八、八番九、八番十、二十八番一の一部
名古屋市名東区一社三丁目七番地
株式会社ユニホー

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年十二月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市笠神二丁目六十四番一、六十四番六、六十四番二の一部
多賀城市八幡三丁目九番二十五号
株式会社草刈商事

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十二月五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一医療法人金上仁友会金上病院の項の次に次のように加える。

医療法人本多友愛会仙南病院介護医療院 同 市角田字牛館一六番地

附 則

この告示は、令和五年十二月五日から施行する。

正 誤

○宮城県公報第四五五号（令和五年十一月十七日付け）中

七 ページ

上 段

七 行

以下「法」という。 正

(以下「法」という。) 課